



保医発0423第1号
平成22年4月23日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

御中

厚生労働省保険局医療課長



使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）については、本日、平成22年厚生労働省告示第203号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

(1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬5品目、注射薬16品目及び外用薬4品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 6 8 9	4, 0 3 0	2, 7 3 8	3 6	1 5, 4 9 3

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) ノボラピッド50ミックス注 フレックスペン及び同70ミックス注 フレックスペン

① 本製剤はインスリン製剤であり、本製剤を投与した場合は「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号C101在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

- ② 本製剤は注入器一体型のキットであるため、在宅自己注射指導管理料を算定する場合には、医科点数表区分番号 C151 注入器加算は算定できないものであること。

また、本製剤は、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）第十の一の「インスリン製剤」に該当するものであること。

- (2) エポエチンアルファ BS 注 750「JCR」、同 1500「JCR」及び同 3000「JCR」並びにエポエチンアルファ BS 注 750 シリンジ「JCR」、同 1500 シリンジ「JCR」、同 3000 シリンジ「JCR」

本製剤は、エポエチンアルファ（遺伝子組換え）のバイオ後続品であり、エリスロポエチン製剤に該当するため、医科点数表区分番号 J038 人工腎臓等における保険適用上の取扱いは、既存のエリスロポエチン製剤と同様であること。

- (3) キロサイド N 注 1g

本製剤の使用上の注意において、「緊急医療体制の整備された保険医療機関においてがん化学療法に十分な知識と経験を持つ医師のもとで本療法が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

- (4) エルプラット点滴静注液 50mg 及び同 100mg

本製剤の使用上の注意において、「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

- (5) ノボセブン HI 静注用 1mg、同 2mg 及び同 5mg

① 本製剤は、血液凝固第Ⅷ因子又は第Ⅸ因子のインヒビターを保有する患者の出血抑制に使用するものであり、予防的に使用するものではないこと。

② 本製剤の使用に当たっては、前記インヒビターを保有することの確認が前提であり、インヒビター力価の測定された年月日及び力価を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること。

③ 本剤の使用上の注意において、「本剤は過量投与した場合に血栓形成のおそれがある。」及び「在宅治療は、軽度～中等度の出血の場合に可能であるが、患者が定期的に診察を受けている医師と密接な関係が得られている場合のみ行うこと。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

薬価基準告示

N o	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)	診療報酬において 加算等の算定対象 となる後発医薬品
1 内用薬	オルメテック錠40mg	オルメサルタン メドキシミル	40mg 1 錠	213.00	
2 内用薬	サレドカプセル50	サリドマイド	50mg 1 カプセル	5,512.80	
3 内用薬	プレタールOD錠50mg	シロスタゾール	50mg 1 錠	105.50	
4 内用薬	プレタールOD錠100mg	シロスタゾール	100mg 1 錠	189.50	
5 内用薬	ロナセン錠8mg	プロナンセリン	8mg 1 錠	269.60	
6 注射薬	アドベイト注射用2000	ルリオクトコグ アルファ (遺伝子組換え)	2,000単位1瓶 (溶解液付)	136,983	
7 注射薬	エボエチンアルファBS注750「JCR」	エボエチン カツパ (遺伝子組換え) [エボエチンアルファ後続1]	750国際単位0.5mL 1 瓶	1,113	○
8 注射薬	エボエチンアルファBS注1500「JCR」	エボエチン カツパ (遺伝子組換え) [エボエチンアルファ後続1]	1,500国際単位1 mL 1 瓶	1,938	○
9 注射薬	エボエチンアルファBS注3000「JCR」	エボエチン カツパ (遺伝子組換え) [エボエチンアルファ後続1]	3,000国際単位2 mL 1 瓶	3,377	○
10 注射薬	エボエチンアルファBS注750シリニンジ「JCR」	エボエチン カツパ (遺伝子組換え) [エボエチンアルファ後続1]	750国際単位0.5mL 1 筒	848	○
11 注射薬	エボエチンアルファBS注1500シリニンジ「JCR」	エボエチン カツパ (遺伝子組換え) [エボエチンアルファ後続1]	1,500国際単位1 mL 1 筒	1,491	○
12 注射薬	エボエチンアルファBS注3000シリニンジ「JCR」	エボエチン カツパ (遺伝子組換え) [エボエチンアルファ後続1]	3,000国際単位2 mL 1 筒	2,622	○
13 注射薬	エルブラット点滴静注液50mg	オキサリプラチン	50mg10mL 1 瓶	38,142	
14 注射薬	エルブラット点滴静注液100mg	オキサリプラチン	100mg20mL1瓶	70,284	

N o	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)	診療報酬において 加算等の算定対象 となる後発医薬品
15	注射薬 キロサイドN注1 g	シタラビン	1 g 1 瓶	13,418	
16	注射薬 ノボセブレンHI 静注用1 mg	エプタコグ アルファ (活性型) (遺伝子組換え)	1 mg 1 mL 1 瓶 (溶解液付)	98,024	
17	注射薬 ノボセブレンHI 静注用2 mg	エプタコグ アルファ (活性型) (遺伝子組換え)	2 mg 2 mL 1 瓶 (溶解液付)	189,000	
18	注射薬 ノボセブレンHI 静注用5 mg	エプタコグ アルファ (活性型) (遺伝子組換え)	5 mg 5 mL 1 瓶 (溶解液付)	450,177	
19	注射薬 ノボラピッド50ミックス注 フレックスペン	インスリン アスパルト (遺伝子組換え)	300単位 1 キット	2,287	
20	注射薬 ノボラピッド70ミックス注 フレックスペン	インスリン アスパルト (遺伝子組換え)	300単位 1 キット	2,286	
21	注射薬 ラジカット点滴静注バッグ30mg	エダラボン	30mg 100mL 1 キット	8,228	
22	外用薬 アドエア125エアゾール120吸入用	サルメテロールキシナホ酸塩・フルチカゾンプロピオン酸エステル	12.0 g 1 瓶	7,639.50	
23	外用薬 アドエア250エアゾール120吸入用	サルメテロールキシナホ酸塩・フルチカゾンプロピオン酸エステル	12.0 g 1 瓶	8,774.20	
24	外用薬 スピリーバ2.5 μg レスピマット60吸入	チオトロピウム臭化物水和物	150 μg 1 キット	6,767.70	
25	外用薬 デイスコビスク1.0眼粘弾剤	ヒアルロン酸ナトリウム・コンドロイチン硫酸ナトリウム	1 mL 1 筒	10,932.30	